

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます

戦後70年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

○対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けている方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1名

＜戦没者等の死亡当時の遺族で＞

- (1) 平成27年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除きます。
- (4) 上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5) 上記(1)から(4)以外の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円
5年償還の記名国債

○申請期限 平成30年4月2日

◆請求受付時に次のものがが必要です

- ・印鑑（スタンプ型でないもの）
- ・戸籍関係請求等のための料金
- ・同意書（同順位の方が2名以上いる場合）

※第8回特別弔慰金国庫債券をお持ちの方は、あわせて持参してください。

※平成28年1月以降の請求には、個人番号（マイナンバー）が必要です。

申請・問 **本庁 福祉課社会福祉G**
☎52-1111 内線132

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121 (代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111 (代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111 (代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111 (代表)



国民年金保険料は口座振替が便利です

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用すると、金融機関等へ行く手間や時間が省略できるほか、早割・前納で納付すると保険料が割り引きされます。

希望する方は、「口座振替申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、本庁医療保険課または各総合支所市民福祉課へ提出してください（申出書は、本庁医療保険課及び各総合支所市民福祉課にあります）。

なお日本年金機構水戸北年金事務所や、お近くの金融機関等への提出も可能です。

※前納を希望する方は、申し込み期限がありますのでご注意ください。

※クレジットカード納付もできますので、希望する方はお問い合わせください。

問 **本庁 医療保険課医療保険G** ☎52-1111内線162
日本年金機構水戸北年金事務所お客様相談室
☎029-231-2282

労働災害緊急警報発令中

～転倒災害が増えています～

職場に滑りやすいところ、つまずきやすいところ、踏み外しやすいところはありませんか。

「整理・整頓・清掃・清潔」「あせらない 急ぐときほど落ち着いて」を徹底しましょう。

問 **水戸労働基準監督署安全衛生課**
☎029-226-2237

中皮腫や肺がんなど 石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がん等を発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく労災保険の給付や、石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫等で亡くなられた方が、過去に石綿業務に従事していた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。

まずは、お気軽に最寄りの労働局または労働基準監督署へご相談ください。

なお、制度の詳細は厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

HP <http://www.mhlw.go.jp/kobetu/roudou/gyousei/rousai/120406-1.html>

問 **茨城労働局労災補償課** ☎029-224-6217